

第2回奈良県食品安全・安心推進本部会議

日 時：平成17年7月6日（水）

場 所：県庁5F 51会議室

9：30 開 会

議 題

- 1 「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づく事業の実施状況について
 - (1) 平成16年度食品の安全・安心行動計画の進捗状況について
 - (2) 平成17年度食品の安全・安心行動計画について
 - (3) 奈良県食品安全・安心専門部会での意見等について

- 2 各部局でのトピックス等について
 - (1) 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施について
(食品・生活安全課)
 - (2) 奈良安心農産物提供事業の実施状況について（農業水産振興課）

- 3 各部局間の調整・協力内容等について
 - (1) 牛海綿状脳症（BSE）対策について（食品・生活安全課）
 - (2) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（食品・生活安全課）
 - (3) 追加議題
高病原性鳥インフルエンザ（H5N2）の発生について（畜産課）

- 4 意見交換

11：00 閉 会

第2回奈良県食品安全・安心推進本部会議 資料

1 「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づく
事業の実施状況について

- (1) 平成16年度食品の安全・安心行動計画の進捗状況について
- (2) 平成17年度食品の安全・安心行動計画について
- (3) 奈良県食品安全・安心専門部会での意見等について

- ◎食品の安全・安心行動計画（平成16・17年度） 資料1
- ◎食品の安全・安心行動計画調書 資料2
- ◎第1回奈良県食品安全・安心専門部会の開催概要 資料3

2 各部局でのトピックス等について

- (1) 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施について 資料4
(食品・生活安全課) (参考資料)

- (2) 奈良安心農産物提供事業の実施状況について（農業水産振興課） . . . 資料5
(参考資料)

3 各部局間の調整・協力内容等について

- (1) 牛海綿状脳症（BSE）対策について（食品・生活安全課） 資料6

- (2) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度 資料7
の導入について（食品・生活安全課) (参考資料)

- (3) 高病原性鳥インフルエンザ(H5N2)の発生について（畜産課） 資料8

平成16年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

食品衛生法第24条第1項の規定により定めた平成16年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施結果について下記のとおり概要を取りまとめましたので公表します。

1 監視指導体制及び監視指導対象施設について

食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第39条第1項に規定する食鳥検査員の任命・指定状況については、表1のとおりです。また、食品に係る試験検査体制の状況及び各保健所別監視指導対象施設の状況については、表2及び表3のとおりです。

表1 食品衛生監視員・と畜検査員・食鳥検査員の配置状況

実施機関	担当課	担当係	食品衛生監視員	食鳥検査員	と畜検査員
郡山保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	5名	3名	—
葛城保健所	生活衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	5名	2名	—
桜井保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	6名	2名	—
吉野保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	3名	1名	—
内吉野保健所	衛生課	衛生係	5名 (内4名兼務)	1名(兼務)	—
保健所			24名 (内4名兼務)	9名 (内1名兼務)	—
食品衛生検査所	市場 食品検査課	食品検査係	4名		—
	食肉検査課		13名(兼務)	13名(兼務) 7名(嘱託)	13名(兼務)

表2 食品に係る試験検査体制の状況

実施機関	担当課等	試験検査の実施内容
保健環境研究センター	食品化学チーム	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の理化学検査等
	生活化学チーム	
	ウイルスチーム 細菌チーム	食中毒菌、ウイルス等の微生物検査等
食品衛生検査所	食肉検査課	食肉中の微生物及び動物用医薬品の検査等
	市場食品検査課	食品添加物等の理化学検査及び食中毒菌等の微生物検査等
桜井保健所	検査課	食中毒菌等の微生物検査等

表3 各保健所別監視指導対象施設の状況

実施機関	食品衛生法関係	施設数	食鳥処理法関係	施設数
郡山保健所	許可	5,470	(小規模認定)	15
	届出	5,487		(14)
葛城保健所	許可	3,867	(小規模認定)	10
	届出	2,286		(10)
桜井保健所	許可	4,848	(小規模認定)	11
	届出	4,442		(11)
吉野保健所	許可	1,400	(小規模認定)	4
	届出	1,166		(4)
内吉野保健所	許可	1,020	(小規模認定)	3
	届出	1,126		(3)
合計	許可	16,605	(小規模認定)	43
	届出	14,507		(42)

2 監視指導結果について

(1) 食品等事業者に対する監視指導の実施状況

食品衛生法第30条第2項の規定に基づき表3の対象施設（許可施設：16,605施設、届出施設：14,507施設）に対する立入検査の実施状況は、表4-1及び表4-2のとおりです。

表4-1 許可を要する施設に対する監視指導の状況

業種	監視回数(回/年)	施設	監視数	監視率(%)	
	A	B	C	C/A×B×100	
法違反等行政処分施設	平成15年度、食中毒の発生施設	3.0	5	9	60.0
	その他、行政処分等を受けた施設	3.0	0	0	-
大規模広域流通食品製造・加工施設及び大規模流通施設		3.0	52	150	96.2
飲食店のうちふぐの取扱い施設		1.0	167	117	70.1
許可を要するもの	飲食店				
	一般食堂・レストラン等	1.0	3,854	2,575	66.8
	" (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	20	22	36.7
	仕出し屋・弁当屋	2.0	794	1,009	63.5
	" (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	23	60	87.0
	旅館・ホテル(食品等提供しない施設を除く)	2.0	307	378	61.6
	" (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	5	9	60.0
	" (食品等提供しない施設)	0.2	1	2	1,000.0
	簡易宿所(食品等提供しない施設を除く)	1.0	152	141	92.8
	その他	0.2	3,572	2,002	280.2
	《簡易》飲食店(自動販売機を除く)	0.2	178	129	362.4
	" (自動販売機)	0.2	167	171	512.0
	菓子(パンを含む)製造業	1.0	979	1,035	105.7
	菓子(パンを含む)製造業(小分け包装のみの製造に限る)	0.2	12	0	0.0
	《簡易》菓子製造業	0.2	53	13	122.6
	乳処理業	2.0	1	1	50.0
	乳製品製造業	2.0	5	9	90.0
	集乳業	1.0	1	0	0.0
	魚介類販売業	1.0	606	948	156.4
	" (調理加工を行わない魚介類の販売に限る)	0.2	463	419	452.5
	魚介類せり売り営業	0.2	4	101	12,625.0
	魚肉ねり製品製造業	2.0	15	122	406.7
	食品の冷凍又は冷蔵業	1.0	22	128	581.8
	かん詰又はびん詰食品製造業	1.0	27	24	88.9
	喫茶店営業	0.2	83	53	319.3
	《簡易》喫茶店営業(自動販売機を除く)	0.2	28	16	285.7
	" (自動販売機)	0.2	1,269	288	113.5
	あん類製造業	1.0	8	9	112.5
	アイスクリーム類製造業	1.0	16	36	225.0
	" (ソフトクリームカーザーによる営業に限る)	0.2	117	147	628.2
	" (HACCP施設)	3.0	1	8	266.7
	乳類販売業	0.2	1,709	1,372	401.4
	食肉処理業	2.0	37	134	181.1
	食肉販売業	1.0	405	891	220.0
	" (調理加工を行わない包装食肉のみの販売に限る)	0.2	718	577	401.8
	食肉製品製造業	2.0	9	110	611.1
	乳酸菌飲料製造業	2.0	2	3	75.0
	みそ製造業	1.0	38	31	81.6
	醤油製造業	1.0	28	29	103.6
	ソース類製造業	1.0	11	10	90.9
酒類製造業	1.0	49	23	46.9	
豆腐製造業(包装豆腐(充填豆腐)の製造施設に限る)	2.0	2	8	200.0	
"	1.0	94	134	142.6	
納豆製造業	1.0	1	1	100.0	
めん類製造業	1.0	170	76	44.7	
" (小分け包装のみの製造に限る)	0.2	30	15	250.0	
そうざい製造業	1.0	152	267	175.7	
添加物(法第11条第1項)製造業	2.0	17	8	23.5	
清涼飲料水製造業	2.0	42	39	46.4	
氷雪製造業	0.2	5	3	300.0	
氷雪販売業	0.2	14	103	3,678.6	
移動業種	飲食店	0.2	92	15	81.5
	菓子製造業	0.2	32	8	125.0
	魚介類販売業	0.2	96	19	99.0
	喫茶店営業	0.2	4	2	250.0
	乳類販売業	0.2	19	4	105.3
	食肉販売業	0.2	46	10	108.7
	計		16,605	13,747	125.4

表4-2 許可を要しない施設に対する監視指導の状況

	業種	監視回数(回/年)	施設	監視数	監視率(%)
		A	B	C	C/A×B×100
許可を要しないもの	学校	1.0	114	58	50.9
	# (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	77	99	64.3
	病院・診療所	1.0	73	53	72.6
	# (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	17	14	41.2
	事業所	1.0	106	9	8.5
	# (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	12	0	0.0
	その他	1.0	567	365	64.4
	# (1回300食以上又は1日750食以上)	2.0	13	14	53.8
	乳搾取業	1.0	163	0	0.0
	GPセンター	1.0	4	6	150.0
	食品製造業	0.2	791	371	234.5
	野菜果物販売業	0.2	2,187	1,054	241.0
	そうざい販売業	0.2	1,268	1,023	403.4
	菓子(パンを含む)販売業	0.2	3,608	1,098	152.2
	食品販売業(上記以外)	0.2	4,855	1,232	126.9
	添加物(法第11条第1項を除く)の製造業	0.2	3	1	166.7
	添加物の販売業	0.2	210	24	57.1
氷雪採取業	0.2	0	0	-	
器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業	0.2	436	180	205.0	
計			14,507	5,601	142.3

(2) と畜検査の実施状況
 と畜場法第14条の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査の実施状況については、表5のとおりです。

表5 と畜検査の実施状況

年度	種類	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
		肉用	乳用	小計						
平成16年度	検査頭数	2,855	1,132	3,987	4	1	5,914	5	0	9,911
	処分状況									
	禁止									
	全部廃棄	16					12			28
	一部廃棄	2,135			4	1	5,687	4		7,831

※「とく」とは、生後1歳未満の子牛

(3) BSEスクリーニング検査の実施状況
 牛海綿状脳症対策特別措置法第7条の規定に基づくと畜場における牛海綿状脳症に係る検査の実施状況については、表6のとおりです。

表6 BSEスクリーニング検査の実施状況

		生後30ヶ月未満		合計
		生後30ヶ月以上	生後30ヶ月未満 生後21ヶ月以上	
平成16年	検査頭数	2,494	1,365	3,991
	BSE陽性	1	0	1
	BSE陰性	2,493	1,365	3,990

※BSE陽性の確認試験は国が実施

(4) 食鳥検査の実施状況
 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく食鳥検査の実施状況については、表7のとおりです。

表7 食鳥検査の実施状況

種類		ブロイラー (特殊鶏)	成 鶏
平成 16 年度	検査羽数	16,341	558,609
	処分状況		
	解体禁止	23	1,858
	全部廃棄	2	3,634
	一部廃棄	7	3,468

※大規模食鳥処理施設における検査数

(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8のとおりです。
また、汚染食品の排除、食中毒発生の未然防止対策を図るため、流通食品の細菌汚染実態を把握する
目的で実施した食中毒菌汚染実態調査結果については、表9のとおりです。

表8 収去検査の実施状況

食品等分類	予定数	検査区分	保健所収去				市場収去			
			検体	不適検体	項目	不適項目	検体	不適検体	項目	不適項目
弁当・そうざい等 (給食施設の提供食品含む)	220	使用基準	190	13	6	0	51	6	60	0
		県指導基準			566	13			153	10
		その他			106	0			96	6
漬物	25	使用基準	13	0	25	0	16	1	24	0
		衛生規範			8	0			20	1
		その他			6	0			54	3
食鳥肉・食肉製品等	40	成分規格	23	7	114	0	17	5	32	0
		使用基準			3	0			24	0
		その他			56	11			74	14
魚介類等	100	成分規格	29	3	49	0	152	1	82	1
		使用基準			14	0			133	0
		暫定的規制値			0	0			24	0
		県指導基準			17	0			98	0
		その他			86	3			538	2
清涼飲料水	6	成分規格	5	0	25	0				
		使用基準			1	0				
氷菓・アイスクリーム類等	18	成分規格	18	1	30	0				
		その他			14	3				
乳及び乳製品	18	成分規格	9	0	105	0				
		使用基準			3	0				
豆腐類	40	県指導基準	26	5	44	6	12	0	24	0
		その他			0	0			6	0
冷凍食品	8	成分規格	2	0	4	0	4	0	4	0
		その他			0	0			4	1
めん類	35	使用基準	14	1	8	0	21	1	12	0
		県指導基準			38	1			63	1
		その他			2	0			21	0
菓子類及び生あん	45	成分規格	34	0	3	0	10	0	0	0
		使用基準			13	0			34	0
		指導要領			6	0			4	0
		県指導基準			84	0			24	0
		その他			0	0			8	0
食品添加物・調味料 ・みそ等	20	成分規格	11	0	5	0	12	0	0	0
		使用基準			41	0			44	0
		その他			2	0			36	0
青果類	40	成分規格	12	1	1092	1	32	0	2548	0
		使用基準			0	0			16	0
野菜・果実加工品	10	その他					13	0	88	0
輸入食品	6	使用基準	6	0	9	0				
		その他			2	0				
缶詰・瓶詰食品	4	成分規格					3	0	3	0
		使用基準							3	0
卵(液卵を含む)	20	成分規格	10	0	22	0	16	0	4	0
		その他			17	0			68	2
栄養機能食品	2	規格規準	2	0	2	0				
アレルギー物質	0	その他	7	0	7	0				
遺伝子組換え食品	25	その他	18	0	18	0				
ふきとり検査(設備器具等)	210	その他					216	10	864	120
合計	892		429	31	2653	38	575	24	5290	161

(検査区分)

成分規格と使用基準：食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準：規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

暫定的規制値：食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領：食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目

県指導要領：食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導要領」を定め、指導している項目(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定しているものもある。)

その他：上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。

表9 汚染実態調査の実施状況

食品等分類	予定数	検査区分	保健所収去				市場収去			
			検体	不適検体	項目	不適項目	検体	不適検体	項目	不適項目
食肉 (カットステーキ用及び生食用)	120	その他	25	11	75	11				
食肉(ミンチ肉)			30	21	90	22				
生食用カキ			10	0	40	0				
カット野菜			5	0	15	0				
漬物用野菜			5	0	15	0				
野菜							45	13	135	14
合計	120		75	32	235	33	45	13	135	14

食中毒細菌の大腸菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157、赤痢菌(赤痢菌は生かきのみ)の項目について、食品の汚染の実態の検査を行いました。

(6) 農産物等モニタリング検査について

奈良県産の農産物等を対象として残留有害物質モニタリング検査の実施状況については、表10のとおりです。

表10 農産物等モニタリング検査の実施状況

食品等分類	検査区分	保健所収去				
		検体	不適検体	項目	不適項目	
梅	成分規格 (残留農薬)	2	0	182	0	
トマト		3	0	273	0	
茶		5	0	455	0	
なす		7	0	637	0	
かぼちゃ		1	0	91	0	
きゅうり		1	0	91	0	
柿		9	0	819	0	
なし		1	0	91	0	
青ネギ		1	0	91	0	
はくさい		2	0	182	0	
ふとねぎ		1	0	91	0	
大根		1	0	91	0	
ブロッコリー		2	0	182	0	
いちご		6	0	546	0	
まくな		1	0	91	0	
白ネギ		1	0	91	0	
ミニセロリ		1	0	91	0	
しいたけ		5	0	455	0	
合計			50	0	4550	0

9.1農薬について、一斉分析を行った。

(7) 不良食品の発生状況について

食品衛生法第6条、第11条、第19条及び第20条の規定による不良食品の発生状況については、表11のとおりです。

表11 不良食品の発生状況

食品分類等	第6条				第11条				第19条	第20条	その他	計
	腐敗 変敗	有毒 有害	微生物 汚物	異物 混入	成分 規格	製造 基準	保存 基準	添加 物 使用	表示 違反	誇大虚偽 表示・広 告	有症 事情 等	
1 菓子類	2		4	13	1				8		3	31
2 乳及び乳製品												
3 食肉及び食肉製品				1					1		2	4
4 魚介類及びその加工品	1			4					2		10	17
5 冷凍食品												
6 清涼飲料水				1							2	3
7 調味料類												
8 豆腐及びその加工品	1			1								2
9 めん類				7				1	2			10
10 惣菜及びその半製品	2			3					1		1	7
11 漬物									2			2
12 鯨肉製品												
13 弁当	1			7							8	16
14 果実・野菜及び茶	1				1						2	4
15 その他の製品		1	1	8					5		19	34
食品添加物及びその製剤									1			1
器具及び容器包装											1	1
合計	8	1	5	45	2		1		22		48	132

(8) 一斉取締りの実施について

厚生労働省が示す方針を踏まえて行った、食品、添加物の食品一斉取締り（夏期、年末）として、施設に対する監視、食品の検査を行いました。結果については表12のとおりです。

		夏期	年末
許可施設	平成16年度末現在施設数	16,605	16,605
	立入検査延べ施設数	3,742	1,840
	施設基準違反	1	3
	管理運営基準違反	8	2
	製造基準違反	1	1
	表示基準違反	4	2
届出施設	平成16年度末現在施設数	14,507	14,507
	立入検査延べ施設数	1,917	1,142
	施設不備	0	1
	食品取扱不良	1	1
	表示基準違反	5	1
食品の検査	検査件数	186	80
	腐敗・変敗等（第6条違反）	0	1
	成分規格違反（第11条違反）	1	0
	表示違反（第19条違反）	0	0
	健康増進法に基づく違反	0	0

奈良県下5カ所の保健所（葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野）の食品衛生監視員により、観光地を中心に食品衛生許可施設には、2,768施設、届出施設1,150施設に対して立ち入り調査を行いました。

施設に対して19件の指導を行い、また、土産品などの表示違反の発見にも努め、42件の表示違反に対し指導を行いました。結果については表13のとおりです。

表13 観光地一斉取締りの結果

	許可施設への立入数	届出施設への立入数	施設指導件数	表示違反発見数
4月	5	0	2	
5月	208	93	2	
6月	66	12	1	
7月	913	509		
8月	217	40	8	2
9月	549	216		
10月	342	103		
11月	226	54		
12月	0	0		
1月	0	0		
2月	16	39	6	40
3月	226	84		
合計	2,768	1,150	19	42

4 食中毒の発生状況について

平成16年度の食中毒発生状況の概要は、表14のとおりです。

また、食中毒関連調査として実施した細菌・ウイルス検査の実施状況は、表15のとおりです。

表14 食中毒の発生状況

No.	発生日	保健所	原因施設	概食者数	患者数	原因物質	事後措置
1	4/13	郡山	飲食店（一般食）	102	37	ノロウイルス	営業停止（2日間）
2	7/26	葛城	給食施設（保育所）	175	40	エルシニア・エンテロコリカ08	提供自粛（3日間）
3	8/9	郡山	飲食店（生だし屋・惣菜店）	14	5	腸炎ビブリオ	営業停止（2日間）
4	8/10	桜井	給食施設（特別養護老人ホーム）	121	37	腸炎ビブリオ	提供自粛（4日間）
5	8/13	葛城	飲食店（一般食）	50	36	腸炎ビブリオ（O3:K6）	営業停止（3日間）
6	9/6	葛城	菓子製造業（パン）	1,577	157	サルモネラ CERRO（O18）	営業停止（6日間）
7	9/7	郡山	飲食店（洋食・レストラン）	15	8	不明	営業停止（2日間）
8	9/26	吉野	飲食店（一般食・生だし屋）	93	54	病原大腸菌 O126	営業停止（4日間）
合計 8件					374		

表15 食中毒関連調査における細菌・ウイルス検査の実施状況

月	検体数					検体数 合計	検査 項目数	食中毒原因菌等
	郡山HC	葛城HC	桜井HC	吉野HC	内吉野HC			
4月	76					76	342	ノロウイルス(GI)検出
5月	11	2	48	11		72	274	
6月	13	2	2			17	89	
7月	1		2			3	27	
8月	27	180	73			280	951	エルシニア・エンテロコリチカ検出 腸炎ビブリア検出(3件)
9月	39	213	7			259	827	サルモネラ.cerro 検出 病原大腸菌O126 検出
10月				50		50	191	
11月	46		1			47	100	
12月	8	18		3	11	40	191	
1月	1	16	122	8		147	635	
2月	9	30	2			41	279	
3月	5					5	28	
合計	237	450	257	72	11	1,037	3,934	

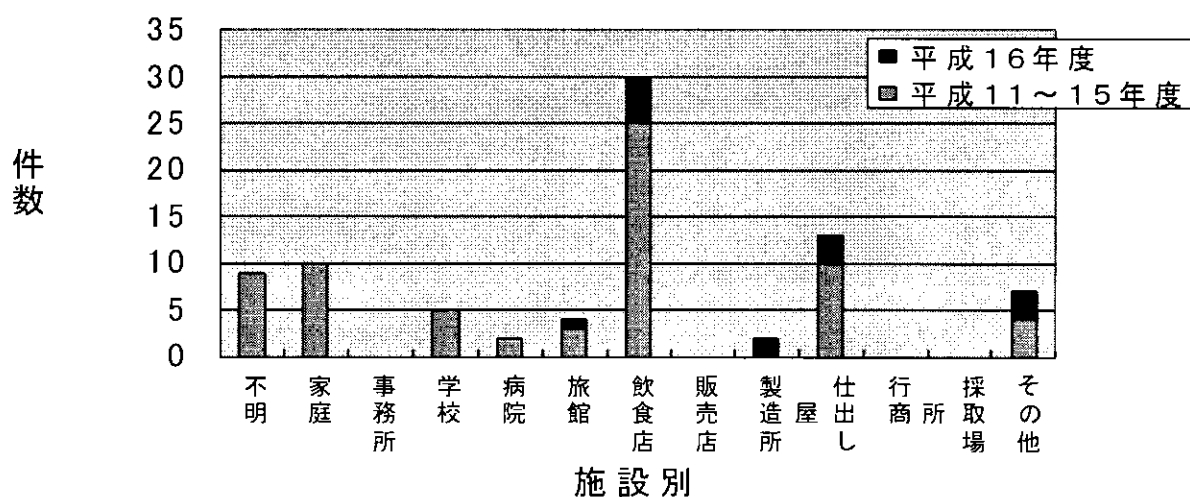
※食品、拭き取り及び検便等を含む。また、県外からの調査依頼分を含む。

(参考)

食中毒(施設別)の発生状況(過去5年及び16年度)

施設	不明	家庭	事務所	学校	病院	旅館	飲食店	販売店	製造所	仕出し屋	行商	採取場所	その他	合計
平成11～15年度	9	10	0	5	2	3	25	0	0	10	0	0	4	68
平成16年度	0	0	0	0	0	1	5	0	2	3	0	0	3	14

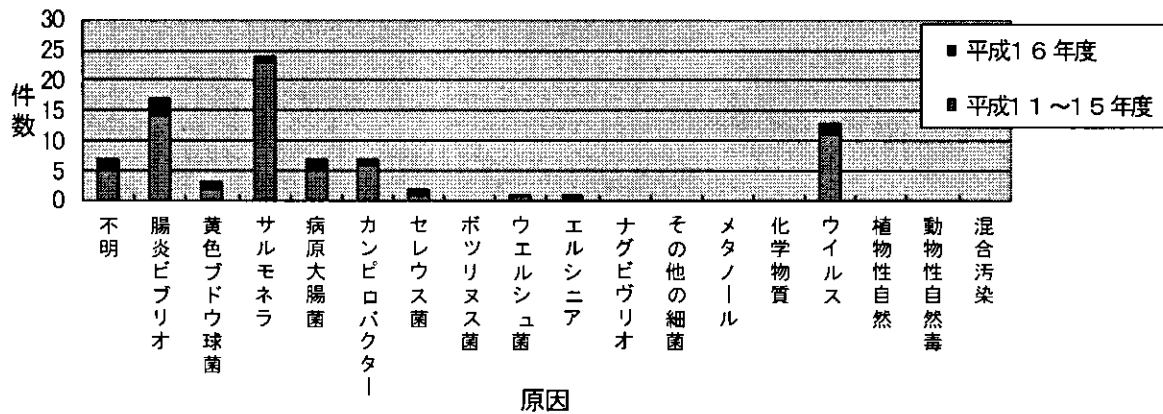
※奈良市を含む



食中毒（原因物質別）の発生状況（過去5年及び16年度）

原因	不明	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	病原大腸菌	カンピロバクター	セレウス菌	ボツリヌス菌	ウエルシュ菌	エルシニア	ナグビヴリオ	その他の細菌	メタノール	化学物質	ウイルス	植物性自然毒	動物性自然毒	混合汚染	合計
平成11～15年度	5	14	2	23	5	6	1	0	1	0	0	0	0	0	11	0	0	0	68
平成16年度	2	3	1	1	2	1	1		1						2				14

※奈良市を含む



4 食品衛生に係る講習会等の開催状況について

食品衛生法第3条第1項において、食品等事業者自らが、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得等が求められていることを踏まえ、各保健所が実施した各種講習会の開催状況については、表16のとおりです。また、食品衛生責任者の養成状況については、表17のとおりです。

表16 食品衛生に係る講習会の開催状況

講習内容	対象者別	開催数	参加人数
①食中毒の予防対策について ②食品衛生について ③食品表示について ④食品添加物について ⑤健康食品について ⑥食の安全・安心について ⑦衛生課の業務等について ⑧食品衛生責任者講習会	消費者	9	521
	事業者・給食関係者等	78	3,079
	学 生	5	230
合 計		92	3,830

表17 食品衛生責任者の養成状況（認定者含む。）

実施管内	受講者数	延べ受講者数	認証者数	延べ認証者数
	H16.4.1～H17.3.31		H16.4.1～H17.3.31	
郡山保健所管内	122	6,326	109	666
葛城保健所管内	227	7,087	97	686
桜井保健所管内	223	8,866	87	646
古野保健所管内	29	1,975	17	143
内古野保健所管内	0	1,590	26	97
奈良市保健所管内	297	14,130	172	1,269
合 計	898	39,974	508	3,507

6 食品関連の相談状況について
 奈良県食品・生活相談センター、食の安全・消費生活相談窓口及び各保健所の食の安全相談窓口に寄せられた食品関連の相談状況は、表18-1 のとおりで食品分類別状況は、表18-2 のとおりです。

表18-1 食品関連の相談状況

年 月	食品・生活相談センター及び 食の安全・消費生活相談窓口	各保健所 食の安全相談窓口
平成16年 4月	34件	25件
平成16年 5月	24件	27件
平成16年 6月	35件	18件
平成16年 7月	43件	21件
平成16年 8月	21件	13件
平成16年 9月	35件	17件
平成16年10月	33件	8件
平成16年11月	33件	9件
平成16年12月	28件	9件
平成17年 1月	24件	15件
平成17年 2月	27件	13件
平成17年 3月	25件	5件
計	362件	180件
合計	542件	

表18-2 食品分類別相談状況

分類コード	食品分類	相談件数	分類コード	食品分類	相談件数
B10	食料品一般	34	B32	菓子類	22
B21	穀類	23	B33	飲料	37
B22	魚介類	29	B34	酒類	8
B23	肉類	26	B40	調理食品	40
B24	乳卵類	18	B51	健康食品	170
B25	野菜・海草	46	B52	食料品その他	44
B26	油脂・調味料	22		その他	1
B31	果物	22		合 計	542

7 表彰の実施状況について

衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設等について、各保健所が実施した表彰の実績は、表19 のとおりです。

表19 表彰の実施状況

表彰区分	表彰実績 (保健所別)							計
	郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市		
厚生労働大臣表彰	食品衛生優良施設					1	1	
	食品衛生功労		1	1		1	3	
	調理師関係功労						2	
知事表彰	食品衛生優良施設	1		1	1		3	
	食品衛生功労	5	3	3	1	1	16	
	調理師関係功労						2	
所長表彰	食品衛生優良施設	6	9	6	10	4	35	
	食品衛生功労	10		4		4	18	
合 計	22	13	15	12	9	5	76 (80)*	

※調理師関係功労を含む。

8 食品衛生指導員による食品衛生巡回指導実施状況について

社団法人奈良県食品衛生協会の事業として実施した食品衛生指導員による自主的衛生管理の向上を目的とした巡回指導及び助言指導の実施状況は、表20のとおりです。

表20 食品衛生指導員の巡回指導実施状況

管内		郡山 保健所	葛城 保健所	桜井 保健所	古野 保健所	内吉野 保健所	奈良市 保健所	計
平 1 6 年 度	食品衛生指導員数 (平成16年度新規委嘱者)	176 (31)	100 (5)	109 (13)	69 (9)	48 (3)	55 (8)	557 (69)
	活動食品衛生指導員数	177	91	107	64	47	46	532
	活動延日数	2,586	1,920	2,765	1,394	1,049	470	10,184
	指導指導施設数	9,368	4,688	6,329	3,247	2,763	1,568	27,963

1. 奈良県産情報開示農産物の表示制度とは

奈良県で生産された農産物に対する県民の信頼性の向上と、環境にやさしい農業の発展を図るために創設された制度（H17.2.8施行）。県の認定した確認機関が県内の生産者・生産者団体を登録し、現地調査や生産履歴（農薬や肥料等の使用状況）の検査によって、農産物が適正に栽培されているか確認し、「奈良県産情報開示農産物」という表示を承認するとともに、消費者等の請求に応じて生産に関する情報を開示。

県は、必要に応じて残留農薬分析や確認機関に対し検査を行い、学識経験者や消費者等で構成される委員会の審査や協議に基づいて、確認機関を認定・指導・指示することで、制度の透明性と信頼性を確保。

2. 実施状況

- 1) H15.3～ 学識経験者、消費者、生産者、流通関係者等で構成される会議等によって、制度の仕組みについて協議
- 2) H17.2.8 奈良県産情報開示農産物の表示に関する要綱・要領の施行
確認機関の募集
- 3) 4.26 委員会を開催し、確認機関としての適正について審査
- 4) 5.25 2団体を確認機関として認定



表示票の例

3. 団体の概要

	有限会社西吉野産直組合	吉野川（紀ノ川）エコネット協議会
所在地	吉野郡西吉野村	五條市霊安寺町
代表者名	岡崎頼助	王隠堂 誠海
生産履歴の取り組み	平成16年からパソコンで管理	平成10年から記帳を開始
構成員	組合員（生産者） 31名	・奈良県、和歌山県、三重県の生産者で構成。奈良県内の約100名が取り組む
取扱農産物	柿、梅	・柿、梅、ハウレンソウ、コマツナ等

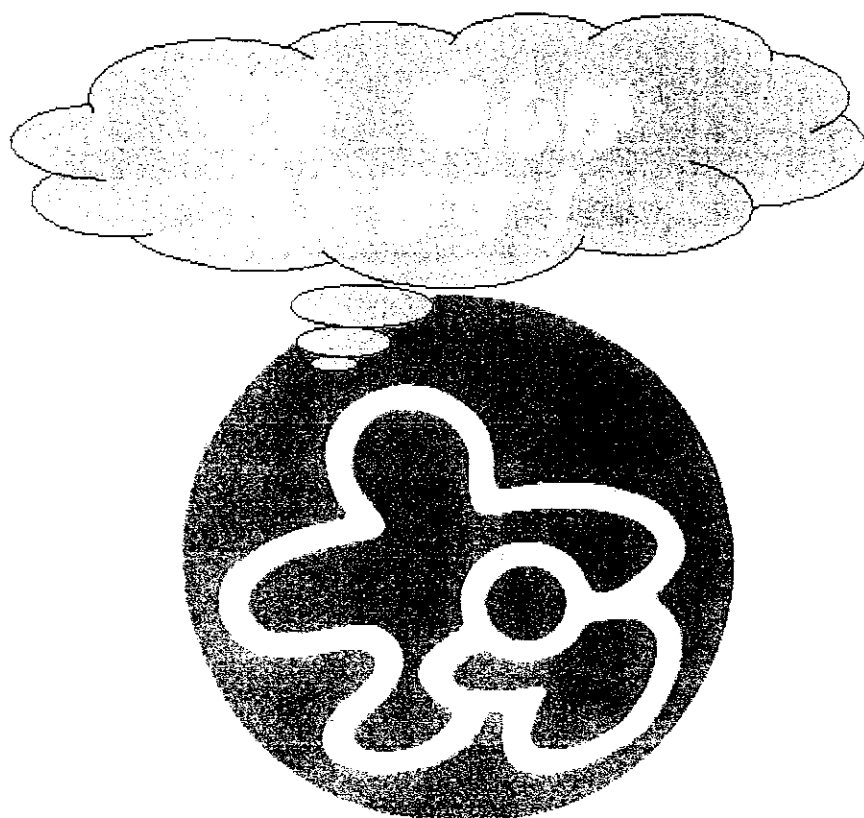
4. 今後の取り組み

- 1) 制度の普及・推進
 - ・化学肥料・農薬の使用量については削減値を設けないことで（適正使用、慣行で可）、多くの農産物について安全性・信頼性を確保
 - ・HPの活用、パンフレットの配布等によって、消費者・生産者へPR
 - ・生産者へ広く普及させるため、確認機関を拡大
- 2) 制度の透明・適正な運営
 - ・確認機関への立入検査、残留農薬分析の実施、第三者委員会による結果の検討

奈良県産

情報開示農産物

の表示制度について



奈良県農林部

奈良県産情報開示農産物

に関する表示制度とは、

平成17年2月からスタートしました

奈良県で生産された農産物に対する消費者の信頼性の向上と、環境に優しい農業の発展を図るために創設された制度です。県の認定した確認機関が県内の生産者・生産者団体を登録し、現地調査や生産履歴（農薬や肥料等の使用状況）の検査によって、農産物が適正に栽培されているか確認し、

奈良県産情報開示農産物

という表示を承認するとともに、消費者等の請求に応じて生産に関する情報を開示します。

- 安全な資材のみを使用し、農薬使用基準を守って
- 生産履歴を記帳して
- 環境に優しい取組みを行って

県の認定した確認機関が適正であると認めた後

農産物に

奈良県産情報開示農産物



のマークを付けて出荷して

確認機関をとおして、生産情報を開示します

まず、いつ、だれが、どこで、どのように生産したかを開示します。さらに、より詳細な情報開示の請求があった場合に、具体的な農薬や肥料等の使用についての情報を開示します。また、農薬残留超過等が発生した場合には、生産履歴記帳簿が原因究明や再発防止に役立てられます。

対象となる農産物は

県内で生産された米、麦、豆類、茶等の乾燥調製された農産物と、野菜、果実で加工していない農産物です。

申請できる人（団体）は


県内に在住する生産者、または県内に在住する生産者で組織している団体ですが、予め、確認機関による申請受付の諒解が必要です。

確認機関の条件は、次のとおりです。

- (1) 県内に事務所を有すること
- (2) 業務を行おうとする地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な団体であること
- (3) 確認機関としての体制が整備されていること
- (4) 確認機関の長又は業務の責任者が、知事の主催する講習会等を受講すること

本制度の表示票と、国のガイドラインによる表示等を併せて表示することができます。

奈良県産情報電子農業振興



任意で、この表示票を、登録番号
確認票と共に表示する方が望ましいです。
確認票は、この表示票の裏面に
記載されています。

農林水産省ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

化学合成農薬 : 奈良地域比7割減（使用回数）
化学肥料 : 栽培期間中不使用

栽培責任者 奈良〇〇出荷組合
住 所 奈良市□□
連絡先 TEL 0742-□□-□□

確認責任者 奈良〇〇出荷協議会
住 所 奈良市△△
連絡先 TEL 0742-△△-△△

(農業等資用状況)
<http://www.nara〇〇.jp>



エコファーマーとは、環境
にやさしい取り組みを実践し
ている生産者の愛称です。

農業水産振興課	環境係	0742-27-7442
北部農林振興事務所	農林普及課	0743-65-1315
	農業普及課	0743-56-1600
中部農林振興事務所	農林普及課	0745-52-6123
	農業普及課	0744-42-2088
東部農林振興事務所	農業普及課	0745-82-3248
南部農林振興事務所	農業普及課	07472-4-0131

有機登録認定機関の県内設置について

○趣旨

- ・ 県内に有機農業の認定を行う農水大臣認可の登録認定機関がなかったため、生産者は他府県に所在する機関を利用
- ・ 環境に優しい農業推進の一環として、有機農業に取り組む県内生産者・団体の認定が円滑に進むように、有機農業の登録認定機関の県内設置

○経過

- ・ (社) 県植物防疫協会に設置を依頼し、県が立上り経費を負担する等の条件で同意 (H16.9)
- ・ 登録申請 (H16.9)、国による登録認定 (H16.12)

○機関の体制

県農林部所管の公益法人(社) 県植物防疫協会

- ・ 検査・判定体制：県職OBで検査員3名、判定員1名(事務局員)
- ・ 判定の公平性、客観性を確保するため第三者による判定委員会を設置

○認定状況 (H17.6)

3団体、関係農家13戸

MOA自然農法吉野普及会(9戸)、白銀オーガニック(3戸)、吉野川(紀ノ川)エコネット6(1戸)

[参考]

奈良県の有機農家状況

生産行程管理者は23件(団体13、個人10)、関係農家83戸(全国では4,664戸 H17.3末)

県外の認定機関により認定(団体が属する全国組織の機関が大部分)

主な品目：米、トマト、キュウリ、ほうれん草、軟弱野菜、柿、茶等

○その他

改正JAS法の施行(H17.6公布、H18.3施行予定)

1) 既存の認定が取り消しになり、新たな申請が必要

① 登録認定機関 … 本県の場合、本来5年間の有効期間が1年に減

② 生産行程管理人 … “ 生産者は2年連続の新規申請となり、負担増

2) 登録免許税が新たに導入され、初年度、登録免許税(15万円)+手数料(未定 前回は9.6万円)の負担が必要

【共通課題】

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

(経緯)

平成15年 5月 : 食品衛生法等の一部を改正

◎ポジティブリスト制度:

残留基準が制定されていない農薬等が一定量以上含まれる
食品の流通を原則禁止する制度

平成17年 6月 : 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における一律
基準・暫定基準・対象外物質の設定(最終案)等についてパブリッ
クコメント実施中

平成18年 5月 : 法施行予定

一律基準 : 「人の健康を損なうおそれがない量」を定める。

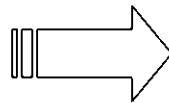
0.01ppm

暫定基準 : 食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬等の食品(約130
種類の農産物・牛肉・魚など)に残留する量の限度を定める。

対象外物質 : 「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」を定める。

現在の残留基準

- ・ 246 農薬
- ・ 31 動物用医薬品



新しく始まる残留基準

- ・ 714の農薬・動物用医薬品・飼料添加剤
(農作物・肉、卵などを対象とし、暫定基準
を設定した農薬等)
- ・ 62の農薬・動物用医薬品・試料添加剤
(残留基準が定められているものであって、
暫定基準を設定しなかった農薬等)
- ・ 15の農薬・動物用医薬品
(どの食品からも検出してはいけない農薬
等)

以上 791物質

◎加工食品基準設定農薬等

- ・ 61の農薬・動物用医薬品
(果汁、植物油、小麦粉など加工食品が対象)

◎ミネラルウォーター類基準設定農薬

- ・ 34の農薬

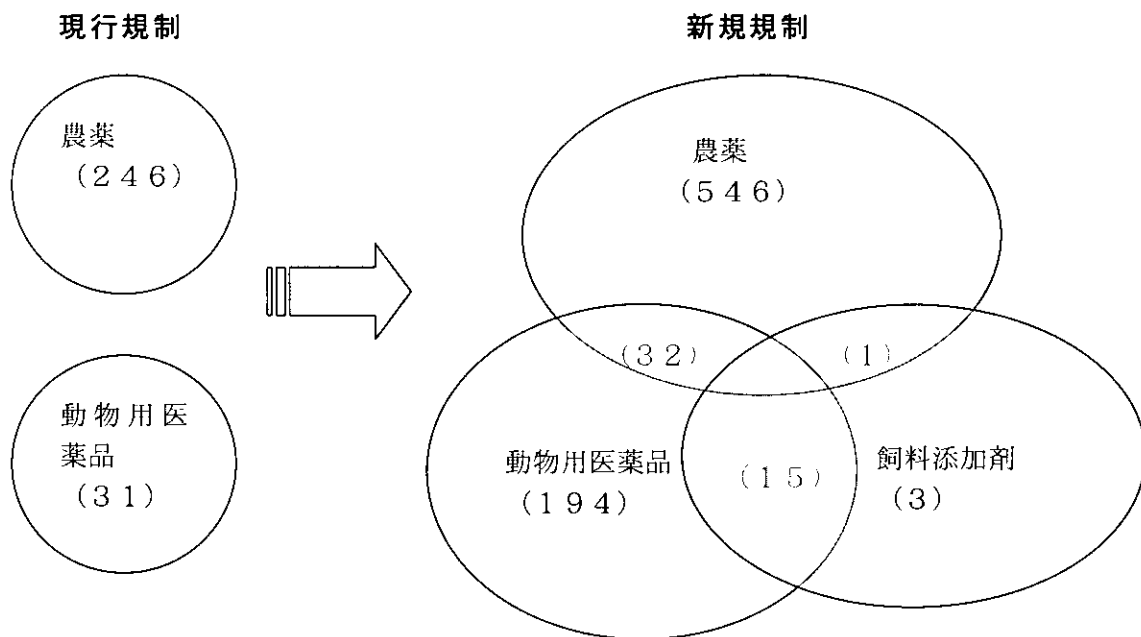
(今後の課題等)

今回の改正により、791成分(農薬:579成分・動物用医薬品:241成分・飼料添加物:19成分)の残留基準が設定され、食品ごとに残留基準が定められていない農薬等に対しては、一律基準が適用されることになる。

課題等

- ①一斉分析法等に対する県の検査体制の整備
- ②県産農・水・畜産物の生産者に対する適正使用の周知・啓発

(参考)



(イメージ図)

殺虫剤・フェンプロパネールの場合

風で農薬が飛んだら...

風で農薬が飛ぶ流れ

5ppm, 5ppm, 暫定基準 1ppm, 0.01ppm, 0.2ppm

イチゴ	お茶畑	ナシ、リンゴ	トマト ピーマン	スイカン
農薬取締法で 使用できない	農薬取締法で 使用できる	農薬取締法で 使用できる	農薬取締法で 使用できない	農薬取締法で 使用できない
基準値が高いため、 風で飛散しても 基準オーバーの 恐れはない	使用法を守れば 基準オーバーの 恐れはない	使用法を守れば 基準オーバーの 恐れはない	基準値が下限の ため、風の飛散で も基準オーバーの 恐れあり 心配	基準値が比較的 低いため、基準 オーバーの恐れ はややある